

問3 (1)

この問題は、「安全衛生管理体制」の知識を問う問題である。衛生委員会の議長は、総括安全衛生管理者または総括安全衛生管理者以外の者で事業の実施を統括管理するものの中から事業者が指名した者となる。衛生管理者として選任している、事業場に専属ではない労働衛生コンサルタントを委員として指名することはできないという規定はない。衛生委員会の議長以外の委員の半数の指名について押さえておく。

重要ポイント

衛生委員会の議長以外の委員の半数の指名を確認しておく。

衛生委員会の議長以外の委員の半数については、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がないとき、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

法令：安衛法第18条

関連問題：H26.10.問3 H27.4.問3 H27.10.問3 H28.4.問3

関連するポイント

- (1) 衛生委員会の構成委員は、総括安全衛生管理者または準ずる者、衛生管理者、産業医の各々のうちから事業者が指名した者（安衛法第18条）
- (2) 委員の数は、常時使用する労働者数に応じて定められているものではない（委員の数に規定はない）（安衛法第18条）
- (3) 衛生委員会は、毎月1回以上開催（安衛則第23条）
- (4) 衛生委員会は、議事で重要なものに係る記録を作成して、3年間保存（安衛則第23条）
- (5) 衛生委員会の付議事項には、長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関することが含まれる（安衛則第22条）

問4 労働安全衛生規則に基づく医師による雇入時の健康診断に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 医師による健康診断を受けた後、3か月を経過しない者を雇い入れる場合、その健康診断の結果を証明する書面の提出があったときは、その健康診断の項目に相当する雇入時の健康診断の項目を省略することができる。
- (2) 雇入時の健康診断では、40歳未満の者について医師が必要でないと認めるときは、貧血検査、肝機能検査等一定の検査項目を省略することができる。
- (3) 事業場において実施した雇入時の健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者については、その結果に基づき、健康を保持するために必要な措置について、健康診断実施日から3か月以内に、医師の意見を聴かなければならない。
- (4) 雇入時の健康診断の結果に基づき健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければならない。
- (5) 常時50人以上の労働者を使用する事業場であっても、雇入時の健康診断の結果については、所轄労働基準監督署長に報告する必要はない。